



固定資産税

バリアフリー改修・省エネ改修・長期優良住宅の新築など、一定の工事を行った人は申請をお願いします。
問合 税務課固定資産税係 (市役所1階7番窓口)



1 バリアフリー改修工事

平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）について、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に居住部分に対して廊下の拡幅や手すりの取り付けなどの一定のバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額のうち、100.0m²相当分までの3分の1の額を翌年度に限り減額します。

要件

△改修工事を行った居住部分に65歳以上の人、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている人、または一定の障がいのある人が居住すること

△改修工事の内容が、通路また

は出入り口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消

引き戸への取り替え、または床表面の滑り止め化であること

△改修工事費用が、補助金などを除き、30万円以上であること

△居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上であること

△過去にバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

△改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△居住者の要件を確認できる書類

△改修工事の内容および改修工事に要した費用の額を確認できる書類

△改修工事を行った箇所の工事前後の写真

その他注意事項

△耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置、または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△過去にバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置の適用を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

△改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△居住部分以外を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（1戸あたり最大100.0m²）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

2 省エネ改修工事

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に居住部分に對して一定の省エネ改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額のうち、一戸当たり120.0m²相当分までの3分の1の額を翌年度に限り減額します。

△次の①から④までの改修工事のうち、①を含む改修工事を行い、改修工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること

①窓の改修工事

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

△外壁の断熱改修工事

△当該改修工事費用が30万円以上であること

△居住部分の床面積が、その住宅全体の床面積の2分の1以上であること

△改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△省エネ改修工事の内容および改修工事に要した費用を証する書類

4

3 耐震改修工事

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額のうち、一戸当たり120.0m²相当分までの2分の1の額を翌年度から一定期間減額します。

△改修工事の内容が、通路また

申請方法

△次の書類を添付して改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△改修工事の内容および改修工事に要した費用の額を確認できる書類

△改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△改修工事終了後3か月